

高槻市立芥川小学校 PTA 会員規約（案）

第 1 章 名称および所在地

(名称および所在地)

第 1 条 本会は高槻市立芥川小学校 PTA と称し、その事務局を高槻市立芥川小学校内(大阪府高槻市真上町 1-2-3)におきます。

第 2 章 目的

(目的)

第 2 条 本会は、高槻市立芥川小学校（以下、「本校」）に通う児童の学校生活環境の改善、充実に努めることを目的とします。

第 3 章 活動方針

(活動方針)

第 3 条 本会は保護者と教職員の自主的・民主的組織であり、本会の目的を達成するために、次の方針によって活動します。

- 1) 特定の宗教や政党にかたよる行為は行いません。また、営利を唯一の目的とする行為も行いません。
- 2) 合議による決定を尊重して、本規約に基づき民主的に運営します。
- 3) 「できるときにできる人ができることを」を基本精神とし、これに反する行為や発言を慎みます。
- 4) 前章の目的達成のために、必要に応じ、ほかの団体と協力します。

第 4 章 会員

(会員資格)

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および本校の教職員で、本会の目的に賛同し、所定の入会届を本会に提出した者とし、本会は入会届で取得する個人情報を「PTA 個人情報取扱規程」に沿って適切に管理をします。会員が本会を退会する際は所定の退会届を提出します。児童の転校及び卒業時、教職員の他校への人事異動に関しては自動退会となります。

第 5 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有します。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとします。

第 5 章会計

(会計)

第 7 条 本会の会計は、総会で承認された予算に基づき行われます。

予算の更正を必要とする場合は運営委員会の承認を得るものとします。

第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わります。

第 9 条 会員（1 家庭、1 教職員）に対し、年間 0 円～1 0 0 0 円の範囲内で会費を設定し集金することができます。金額は総会で決めます。なお一度納付された会費は、返金しないものとします。

(決算の承認)

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を経なければなりません。

第 6 章 機 関

(機関)

第 11 条 本会には次の機関を置きます。

- 1) 総会
- 2) 運営委員会
- 3) 地区委員会
- 4) 臨時に設置される委員会（特別委員会）

(総会の定義)

第 12 条

- 1) 総会は本会の最高の決議機関であり、全会員によって構成されます。
- 2) 定期総会は年度初めおよび年度末の 2 回開き、会長が開催します。
- 3) 総会の日時、場所、議題は総会の 10 日前までに全会員に通知しなければなりません。
総会の開催方法については運営委員会の議決により書面決議することができます。
- 4) 会員の 10 分の 1 以上、または運営委員会の 3 分の 2 以上の要請があったとき、会長は 30 日以内に臨時総会を開かなければなりません。
- 5) 1 家庭、1 教職員につき 1 票の権利を有します。
- 6) 総会における意見および PTA 運営方針に関する意見は PTA 会員からのみ受け付けます。

(総会の審議事項)

第 13 条 定期総会では次の事項を行います。

- 1) 役員人事

- 2) 活動および決算報告の審議・承認
- 3) 会計監査報告の審議・承認
- 4) 活動計画案および予算案の審議・承認
- 5) 規約改定案の審議・承認（本規約の改定は総会において出席者の3分の2超の賛成を必要とします）
- 6) 会費の金額
- 7) 会員から提出された議案の審議・承認

(総会の定足数および決議、議長)

第 14 条

- 1) 総会成立の定足数は、会員の3分の1超とします。（委任状を含む）
- 2) 決議は総会参加者の過半数の同意を必要とし賛否同数の時は議長がこれを決定します。
- 3) 議長は総会出席者の中から選出し、会長がこれを委嘱します。

(運営委員会)

第 15 条

- 1) 運営委員会は本会の役員、地区委員会の正副委員長、教職員会員の代表者2名で構成されます。
- 2) 運営委員会は構成員の2分の1以上の参加によって成立します。決議は参加者の過半数の同意を必要とします。
- 3) 運営委員会の役割は次のとおりとします。
 - ① 総会の決定事項の執行および決定は総会決議の範囲内で行われます。
 - ② PTA活動の目的を実現するために、PTA活動の方針に基づいて、必要な事項を審議し決定します。
 - ③ 特別委員会に関する事項に基づき、必要な事項を審議し、決定します。

(地区委員会)

第 16 条 通学環境の改善および児童の安全を守ることを目的とし、学校・保護者・地域との連携を密に活動します。

(特別委員会)

第 17 条

- 1) 会員から発案があった企画に対し、運営委員会で審議し可決された場合、会員の中から代表者を選出し特別委員会を設置、会員に報告します。会員および非会員からボランティアを募集します。活動終了後、速やかに解散します。
- 2) 費用は、行事活動費から支出します。

第7章 役員および会計監査

(人数)

第18条 本会の役員および会計監査の人数を次のとおり定めます。

- 1) 役員：代表者たる会長1名、副会長2名まで、会計2名まで
- 2) 会計監査：2名まで

(任期)

第19条 役員および会計監査の任期は4月1日から翌年3月末日までとします。

ただし再任は妨げません。

- 1) 役員に欠員が生じた時は運営委員会に諮って補充することができます。
補充後の任期は、前任者の残任期とします。
- 2) 役員は任期が満了しても、新役員選出まではその任務を執行します。
- 3) 新年度の役員候補者がいない場合は新年度の事業は休止します。この場合、当年度の役員が休止中の事務処理にあたり総会を開催して状況の説明を行うこととします。

(選出方法)

第20条 役員・会計監査・地区委員は会員から選出し、立候補を原則とします。

年度末までに募集し承認することとします。

(会計監査の役割)

第21条 会計監査の役割は次のとおりとします。

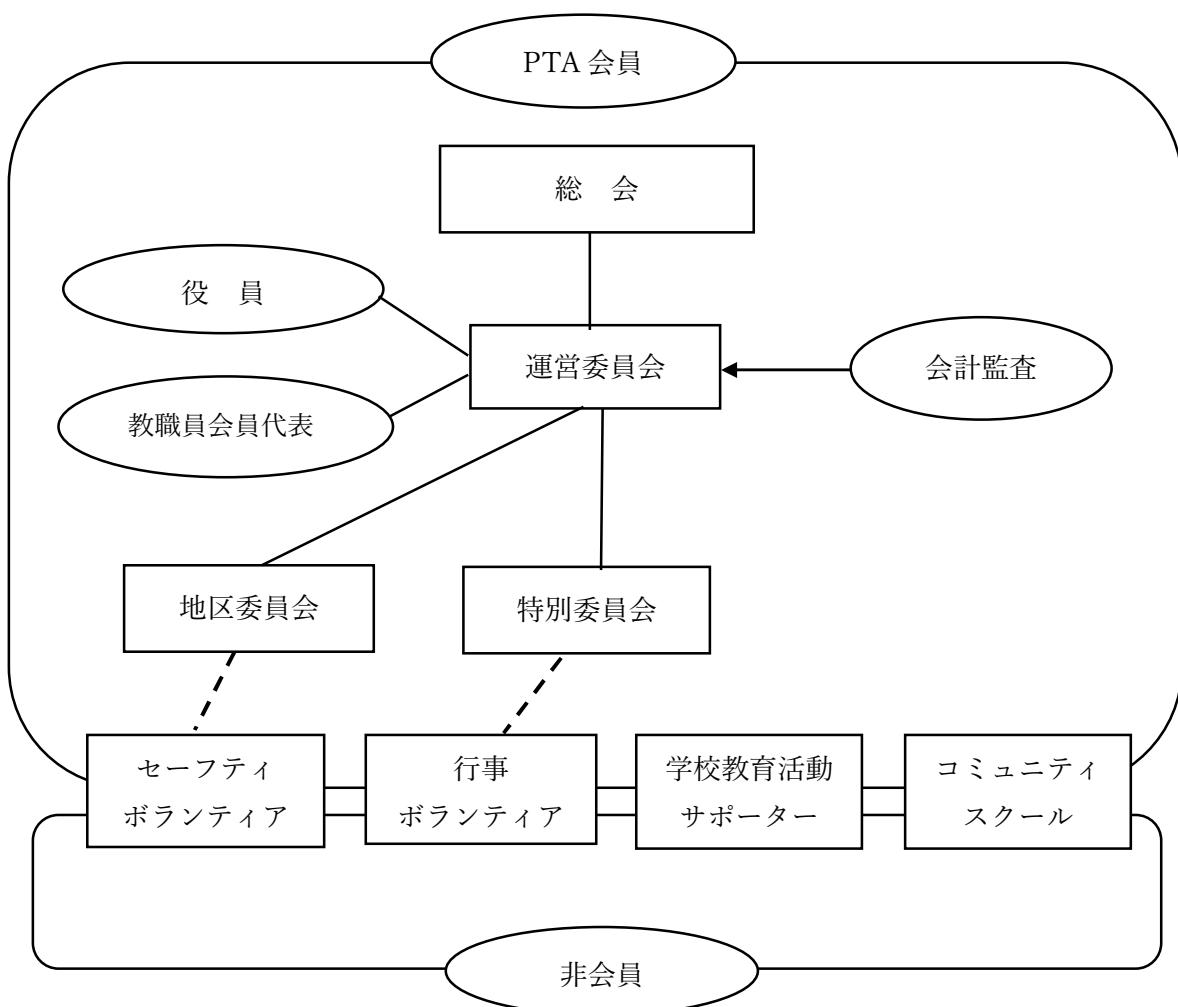
- 1) 年1回、会計監査基準に基づいて決算の監査を行います。
- 2) 必要に応じて支出の停止を命ずることができます。
- 3) 決算総会で会計監査結果を報告します。
- 4) 監査の結果、是正すべき事項や不正行為があれば、事実を運営委員会で報告します。
- 5) 会計監査に基づいて臨時総会の開催を会長に求めることができます。
- 6) 運営委員会の要請に基づいて運営委員会に出席しますが、議決権は持ちません。
- 7) 会員10名以上から会計に関する調査の要求があった時は、その調査結果を会員に説明しなければなりません。

第8章弔慰

(弔慰)

第22条 本校に在籍する児童が死亡した場合は1万円の香典か生花をおくるものとします。

役職名	構成	任務
会長	会員より1名	<ul style="list-style-type: none"> ・本会を代表し、会務を統括 ・総会、運営委員会、地区委員会、特別委員会の招集
副会長	会員より2名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐 ・会長に支障がある時は任務を代行
会計	会員より2名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に基づいた会計事務の遂行 ・予算決算書を作成し総会にて報告
会計監査	会員より2名まで	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査（年1回） ・その他必要に応じ隨時、会計監査を実施 ・決算総会において会計監査の報告



第9章 附則

(個人情報の取り扱い)

第23条 個人情報の取り扱いは、個人情報取扱規程に定めます。

改定履歴

昭和63年(1988年)3月12日改定 同年4月1日施行

平成4年(1992年)5月16日改定 同日施行

平成6年(1994年)3月5日改定 同年4月1日施行

平成8年(1996年)9月21日改定 平成9年4月1日施行

平成10年(1998年)3月7日改定 同年4月1日施行

平成14年(2002年)3月2日改定 同日施行

平成16年(2004年)5月17日改定 同日施行

平成18年(2006年)3月6日改定 同年4月1日施行

平成26年(2014年)3月6日改定 同年4月1日施行

平成31年(2019年)3月8日改定 同年4月1日施行

令和2年(2020年)3月9日改定 同年4月1日施行

*令和元年実施の「PTA活動に関する意識調査」の結果に基づく改定。

令和2年(2020年)10月1日改定 同日施行

令和4年(2022年)3月1日改定 同日施行

令和4年(2022年)12月12日改定 同日施行

令和5年(2023年)5月22日改定 同日施行

令和7年(2025年)5月〇日全面改定 同日施行